

第4章

計画の基本理念と基本的方向

第3章「計画策定にあたって」を踏まえて、第5期から取り組んでいる地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、第7期計画では、次のとおり、基本理念、基本方針、基本目標を掲げ、推進します。

1 基本理念・基本方針・基本目標

【基本理念】

個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる安心と共生のまち いちかわ

平成12年に策定した第1期計画から第6期計画までは「健康と長寿を喜び、健やかで安心した生涯を過ごすことができる社会」を基本理念に掲げ、その実現を目指し取組を進めてきました。

介護保険制度は、高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を理念としています。

また、高齢者が要介護状態等になった場合であっても、生きがいを持って日常生活を過ごし、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、個人の尊厳を保持し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することが今後ますます重要となります。

さらに、地域包括ケアシステムを強化する観点から、全ての地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできるよう、地域共生社会の実現を見据えた取組を推進する必要があります。

第7期計画では、これらの考え方を踏まえて基本理念を見直し、「尊厳の保持」「自立」「共生」の3つをキーワードに、新たな基本理念を設定しました。

基本方針

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムを推進していきます

基本理念を実現するため、安心して暮らせる住まいを確保した上で、要介護状態等となることを予防し、要介護状態等になった場合であっても、個人の自由な選択により、その有する能力に応じて自立した日常生活を人生の最期まで継続できるよう、地域で支え合うまちづくりを推進していきます。

第7期計画期間は、第6期計画期間において整備した体制を中心として、平成37年度に向け『「本市の取組に関する周知及び介護予防等の普及啓発」、さらに「地域課題の把握・解決」の機能強化期間』と位置付け、以下のとおり取り組みます。

基本目標 1 「介護予防・生活支援」

介護予防の普及啓発に取り組むほか、生きがいや役割を持って通える場が充実するよう地域活動を支援することにより、高齢者の自立した社会参加を促進し、要介護状態となることの予防、要介護状態の軽減及び重度化防止を図ります。

また、地域の担い手による多様な生活支援サービスの体制を充実させていくとともに、地域ネットワークの構築を図ることにより、日常生活上の支援が必要な高齢者が自立した在宅生活を送ることができるよう支援していきます。

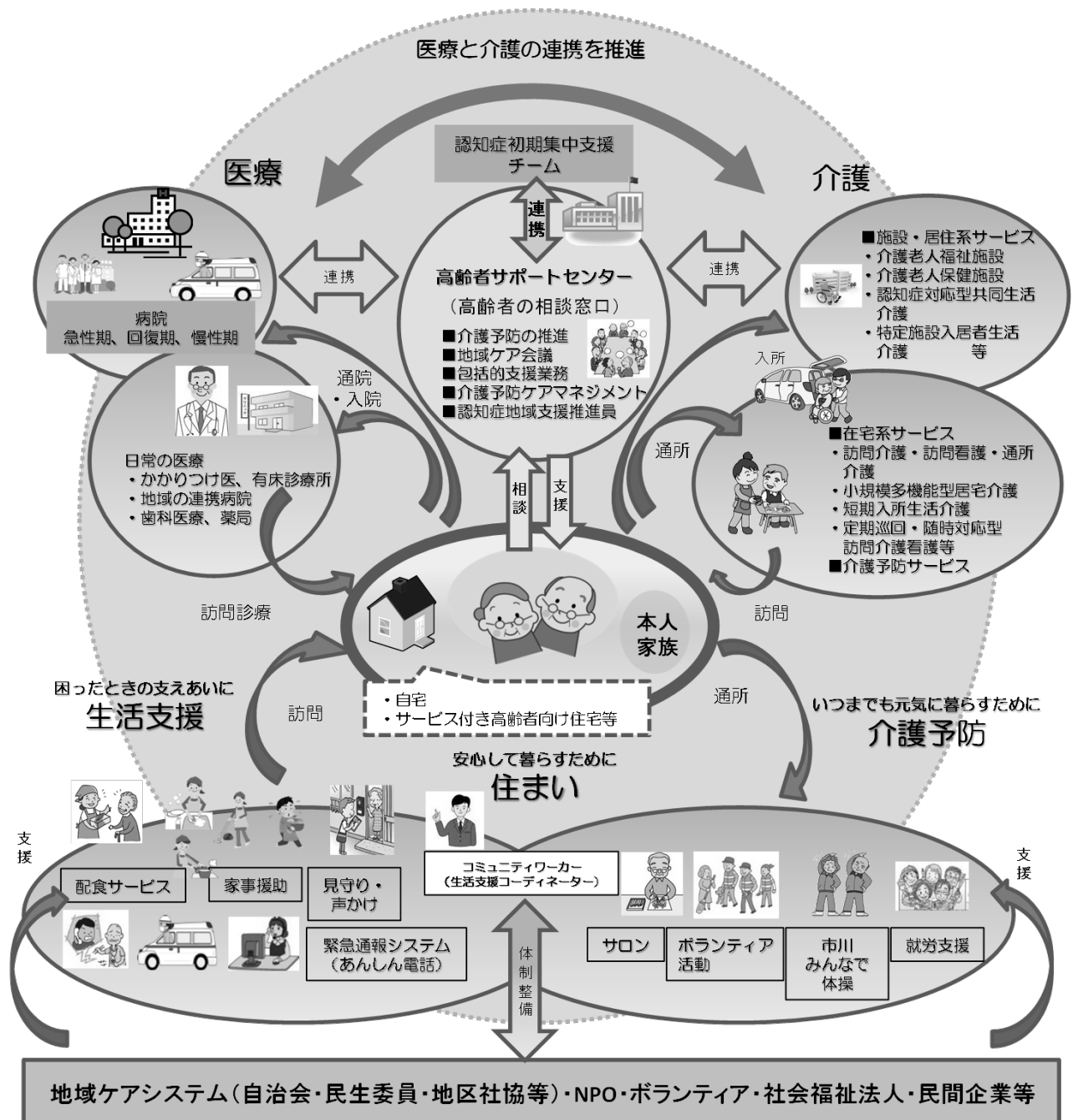
基本目標 2 「医療・介護」

退院支援、日常の療養支援、看取り等様々な局面で在宅医療と介護を一体的に提供するために、地域における医療・介護の関係機関などと連携を図るとともに、在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるための普及啓発に取り組んでいきます。

基本目標 3 「住まい」

高齢者が心身の変化や生活状況に応じて住まいを選択できるような、幅広いニーズに対応できる住居を確保するほか、居住支援を充実していきます。

市川市地域包括ケアシステムのイメージ図



2 日常生活圏域

(1) 日常生活圏域設定の趣旨

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時まで目指すべき地域包括ケアシステムを深化・推進する区域を念頭において、地域の実情に応じた日常生活圏域を定めるものです。

(2) 日常生活圏域の設定

本市では、市民の生活実態や地域活動に合わせた地域包括ケアシステムを推進していく必要があることから、日常生活と密接な関係にある自治会区域や地域ケアシステムの14の区域を基本に、施設整備を含めた介護サービスの量や医療の状況等を勘案し、第6期計画において4つの日常生活圏域を設定しました。

第7期計画においても、この4つの圏域設定を引き続き継承していきます。

日常生活圏域ごとの高齢者人口等の状況（平成29年9月30日現在）

（単位：人）

	合計	北部	西部	東部	南部
人口 A	484,249	98,493	114,478	107,209	164,069
高齢者人口（第1号被保険者） ^{※1} B	100,526	26,516	26,260	22,193	25,557
高齢化率（%） B÷A	20.8	26.9	22.9	20.7	15.6
要支援・要介護認定者 ^{※2} C	16,049	4,356	4,720	3,646	3,327
認定率（%） C÷B	16.0	16.4	18.0	16.4	13.0
認知症高齢者 ^{※3} D	8,543	2,303	2,436	2,026	1,778
認知症高齢者の割合（%） D÷B	8.5	8.7	9.3	9.1	7.0

※1 介護保険システムより抽出したため、住民基本台帳人口とは数値が異なる。なお、住所地特例者（459人）を含まない。

※2 介護保険システムより抽出したため、介護保険事業状況報告とは数値が異なる。なお、高齢者人口との比較のため、第1号被保険者のみとなっている。また、住所地特例者（357人）を含まない。

※3 要支援・要介護認定者のうち、要支援・要介護認定の際の主治医意見書により「認知症高齢者の日常生活自立度」（P.8参照）Ⅱ以上と判定された人数。なお、高齢者人口との比較のため、第1号被保険者のみとなっている。また、住所地特例者（259人）を含まない。

日常生活圏域

